



# Kainan East Rotary

DISTRICT 266

CLUB WEEKLY BULLETIN

事務所 海南市日方1294 海南商工会議所内 TEL (07348) 2-4363  
 例会日 毎週月曜日 12時30分 ♣️ 1例会のみ 18時30分 於海南商工会議所4F  
 会長 柳川和一郎 幹事 宮田敬之佑 会報委員長 土岐甚五郎

才104回例会 昭和52年8月22日(月) 於海南商工会議所

1. 開会 司会上南雅延
2. ロータリーソング 「我等の生業」
3. 出席率 **81.82%** 会員総数**33名** 出席者数**27名**  
前回修正出席率 **93.94%**
4. ゲスト 弁護士 上山秀実様
5. ビジター 高河原和一様(有田R.C.) 管井康郎様(和歌山東R.C.)  
松本茂様(和歌山東R.C.) 片桐牧様(和歌山南R.C.)  
北原輝男様(和歌山東南R.C.) 中野利生様(海南R.C.)  
池本高明様(海南R.C.) 沢秀雄様(海南R.C.)  
松村順介様(有田R.C.)
6. メイキャップ 楠部賢計君、中尾公彦君、坂上充作君、谷井昭三君  
(8/17 於海南R.C.)  
奥村匡敏君、追田博司君 (8/19 於和歌山南R.C.)
7. 会長スピーチ  
本日才104回例会、別にお話する様なことはありません。  
御報告を一つ二つ
  - ① 奥村社会奉仕委員長より後刻御報告があると思いますが、社会奉仕委員会は此の程ねたきり老人のヘルパーさんたちの物資援助の要望を入れて、本日例会あと市長を訪問し目録を手わたす事になって居ります。委員会の皆様御苦労様でした。
  - ② 昨日は絶好のゴルフ日和に恵まれまして、当クラブゴルフ・コンペを国木原クラブにて開催いたしました。呼び声高かった河尻さんが、Net70を切るアンダーで優勝、2位平尾さん、3位土岐さんがそれぞれ入賞致しました。御報告いたします。
  - ③ 本日ゲストに中尾プログラム委員長の御親戚の弁護士月山先生をお招きする予定でしたが、弁護士会の急用の為同事務所の上山弁護士の相続全般についての卓話をお聞かせ願う事になって居ります。

SERVE TO UNITE MANKIND 全人類を結びつけるために奉仕せよ

ビジターの方々も御静聴の程お願いいたします。

尚上山先生は昭和44年慶応大学卒業48年司法試験合格51年より月山法律事務所におつとめの新進気鋭の弁護士であらせられます。 以上

#### 8. 幹事報告

- ビジターフィ及び例会室変更通知

大阪大淀R.C. ビジターフィ 2,900円 例会室ホテルプラザ2F 聚楽の間

- I.C.G.F. に関する幹事会開催について

日 時 52年8月23日(火) 14:00~15:00

場 所 和歌山R.C 応接室(三井アーバニホテル5F)

- 理事会案内 9月定例理事会を次の通り行います

日 時 52年9月2日(金) 19:30~

場 所 木村屋

#### 9. 委員会報告

- 社会奉仕委員会 奥村委員長

会長より報告の通り本日一人暮らしの寝たきり老人のために寝具其の他を寄贈いたすことになりました。

- 東京大会特別委員会 宮田幹事

東京大会予備登録手続が参って居ります。全員参加を期待して居りますが止む得ず欠席なさる方は御報告をお願いします。

#### 10. 卓 話 弁護士 上山秀実様

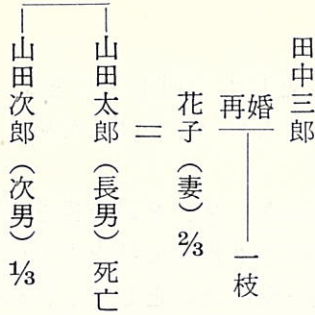
月山の代理の上山でございます。何か法律的なお話をせよとの事ですが月山先生より今日御参集の皆様方は資産家の方々が多いと承り、常々私共が法律相談申上げる事柄の中から相続の問題をとり上げて御話し申上げます。こうして段上から拝見いたしますと人生経験豊かな方々ばかりです。知合の方からこうした相談を受けてそれぞれ解決してこられた方々ばかりと御見受けいたしますので私としては心苦しく思っている次才ですが、ここへ出て来ました以上何もせずに帰るわけには参りませんので、一つ事例を上げて皆様と御一緒に解決して行きたく存じます。

予備知識として一応申上げておきますが普通財産を相続する場合遺言により分ける方法がございますが、普通は余りそのような事はなさらぬ場合が多いと思います。その時は法律に定められた法定相続分により配分するという方法が行われます。

- それは
- |             |     |
|-------------|-----|
| 1. 配偶者      | 1/3 |
| 直系卑族(子女或は孫) | 2/3 |
| 2. 配偶者      | 1/2 |
| 直系尊族(父、母)   | 1/2 |
| 3. 配偶者      | 2/3 |
| 兄弟姉妹        | 1/3 |

となるわけです。さて事例として下記に示します。

(例)



花子さんは再婚后も相続の権利は消滅しない。而して花子さんの死亡後は再婚の相手、田中三郎と子供の一枝に財産が行くことになる。偶々山田次郎が太郎と農業を共同経営している場合にはこれでは不都合が生じるとすれば、これを是正するためには遺言をせねばならぬことになります。法定相続分を変更する様な遺言をすると云うこととなりますとその遺言にはかなり厳格な形式が要求されます。

① 自筆証書遺言

- 全文を自筆で書く
- 日付は年・月・日 (もし遺言が更に出てきた場合は死亡日に近い日付のものが有効)
- 署名・捺印

② 公正証書遺言

公認人に書いてもらう。

③ 遺留分

例へ遺言があっても法定相続分の約2/3は法定で遺留される。

④ 生前に財産を移す

これも相続開始以前一ケ年間に贈与されたものは無効である。又遺産分割の前履行即ち明かに財産の移転が意図されたと見なされたものは無効である。又不自然な価格で売買されたと認められれば無効である。而して法定相続人から「慰留分の全済請求」と云う訴訟が起されることになるので注意しなければならない。

⑤ 養子縁組

生前に山田次郎を山田太郎の養子として養子縁組をして次郎を直系卑族とする。

これで私の本日申したいことは終わったわけですが最後に一つつけ加えたいことがあります。

それはここにお集りの皆様は地域社会のリーダーであるということを考えますとこの様に相続財産の分割方法変更を意図することは、必ずしも地域社会発展のために良いと言えないこととあります。旧民法は家督相続という考え方で個人の自由を圧迫し、女性の再婚の道を事実上閉ざすという弊害がありましたので、人権上個人の自由を認め、氏という概念を破る新民法に移転したわけとあります。夫と共に長年家庭を築き上げるのに努力した配偶者の地位、又は子供の相続分の均等配分という平等思想を覆す様な遺言は良くないと思います。

従って皆様ももし相続を受けられた場合は、これらの事をよく勘案願ってケース・バイ・ケースでこれならば法定相続分の変更も止むを得ないと判断されて処置していただきたいとあります。法律はよく「両刃のやいば」と言われます。或るケースに適合して良かった事が別のケースに適合してかえって悪いということがあります。この辺りを十分注意して他の皆様にご指導に当たっていただきたいとあります。

## ロータリーに関する感銘的な思想

### 私は貢献する一

私は本年中に、ロータリーに対し何か私個人として貢献しようと思っております。私は、私のクラブの会員として推薦できる人物を見つけるために捜し回るつもりです。

私は毎週2、3分の時間を割いて、平常接触のない2、3の会員と親密になろうと思ひます。たとえ、彼らとはどこか他の場所でこれまで社交上も仕事上も何らの接触がなく、また彼らから何ら有形の利益を受けないとしても、私は、自分と理想を同じくする仲間の市民としての彼らに関心を持っていることを、知らせようと思ひます。クラブに成功をもたらすことは私の個人的義務であつて、委員会に任せておけることではないと思ひます。

私自身がロータリーであります。もしこの義務を怠るならば、多方面にわたる活動によってロータリーが世界中にその重要性と有用性とを伸展してゆく機会を失うこととなります。私は自分自身のためにこの義務を果さなければなりません。また同僚ロータリアンのためにも、それをしなければなりません。

米国アーカンソー・テキサス州テキサーカナ・クラブ会報より



### ニコニコBOX

河尻鳩親君（当クラブゴルフコンペに優勝）

念願の優勝を果すことが出来ました。これ一重に先輩諸兄のおかげと感謝して居ります。

平尾 寧章君（同コンペ2位に入賞）

土岐甚五郎君（同コンペ3位に入賞）

前窪 紀文君（同コンペB.Bに入賞）

西岡 豊君（同コンペにて昨年11月よりゴルフを始めて以来のスコア・グロス120を切りました）

山野 明君（同コンペにて長打一発が出ました）

吉田 隆一君（富久十会ゴルフコンペにて優勝）

谷井 昭三君（富久十会ゴルフコンペにて高配当にあづかりました）

宮田敬之佑君（丸正4Fに於て海南海草中学生美術展に息子が出品しています）

角谷 勝司君（長期海外旅行より無事帰国いたしました）

次回例会案内 № 105 昭和52年8月29日（月）PM 12:30～ 於海南商工会議所  
ゲスト 小嵐 清氏 国際年次大会参加のフィルム影写

№ 106 昭和52年9月5日（月）PM 6:30～ 於海南商工会議所  
会員誕生祝

ATTEND TO SERVE、 奉仕するために出席せよ